

資料
No. 5

緊急人材育成・就職支援基金関係資料

「緊急人材育成・就職支援基金」の事業実施状況

7,000億円

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

緊急人材育成・就職支援基金

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

○ 緊急人材育成支援事業

(職業訓練の拡充：35万人、訓練期間中の生活保障：30万人)

(単身者：月10万円、扶養家族を有する者：月12万円)

事業開始：7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始
7月29日 職業訓練順次開始

実績：【訓練】認定済み定員 8,866人、受講者(予定者含む) 3,919人
【給付】受給資格認定申請件数 2,600件 (9月8日現在)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

○ 中小企業等雇用創出支援事業(9万人)

実習型雇用・職場体験等を通じた雇入れの助成

(実習型雇用：1人月10万円、雇入れ：1人100万円など)

事業開始：7月10日

実績：受理求人数 3,989人、登録求職者数 3,849人、開始者数 265人(9月8日現在)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

○ 長期失業者等支援事業(4万人)

長期失業者及び就職活動困難者に対する再就職支援、住居・生活支援

事業開始：8月17日

実績：開始者数1,115人 (8月24日現在)

※ 1～3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

緊急人材育成支援事業について

(当面3年間における基金事業を含む職業訓練の全体像)

- 基金(緊急人材育成支援事業)及び雇用保険二事業により、3年間で100万人を対象に職業訓練を実施
- 基金では、雇用保険を受給していない者(非受給者)に対する訓練機会を35万人規模で確保
- 非受給者(35万人+15万人)のうち、主たる生計者(30万人)には、基金から訓練中の生活費を給付

3年間で100万人分の訓練機会を確保

<緊急人材育成支援事業> 非受給者35万人(2,409億円)

- ①再就職に必須のITスキル習得のための訓練(3ヶ月) 約17.5万人
- ②新規成長・雇用吸収分野(医療・介護・福祉、IT・電気設備・農林水産等)に係る基本能力習得のための長期訓練(6か月～1年) 約17.5万人
- ③上記訓練の受入れ枠確保のため、コース設定、講師育成など、人材育成機関を支援

+

<雇用保険二事業> 65万人(うち、非受給者15万人)

上記①②の分野も含め、営業・販売、技術、経理等、様々な職種・分野における訓練
約65万人(21年度予算ベースによる約22万人を3年間継続実施)

訓練中の生活費を保障

- 非受給者のうち主たる生計者(30万人)に対し、生活費を保障(2,169億円)

生活費給付

希望者への上乗せ貸付(就職した場合、5割返還免除)

貸付

月額5万円まで

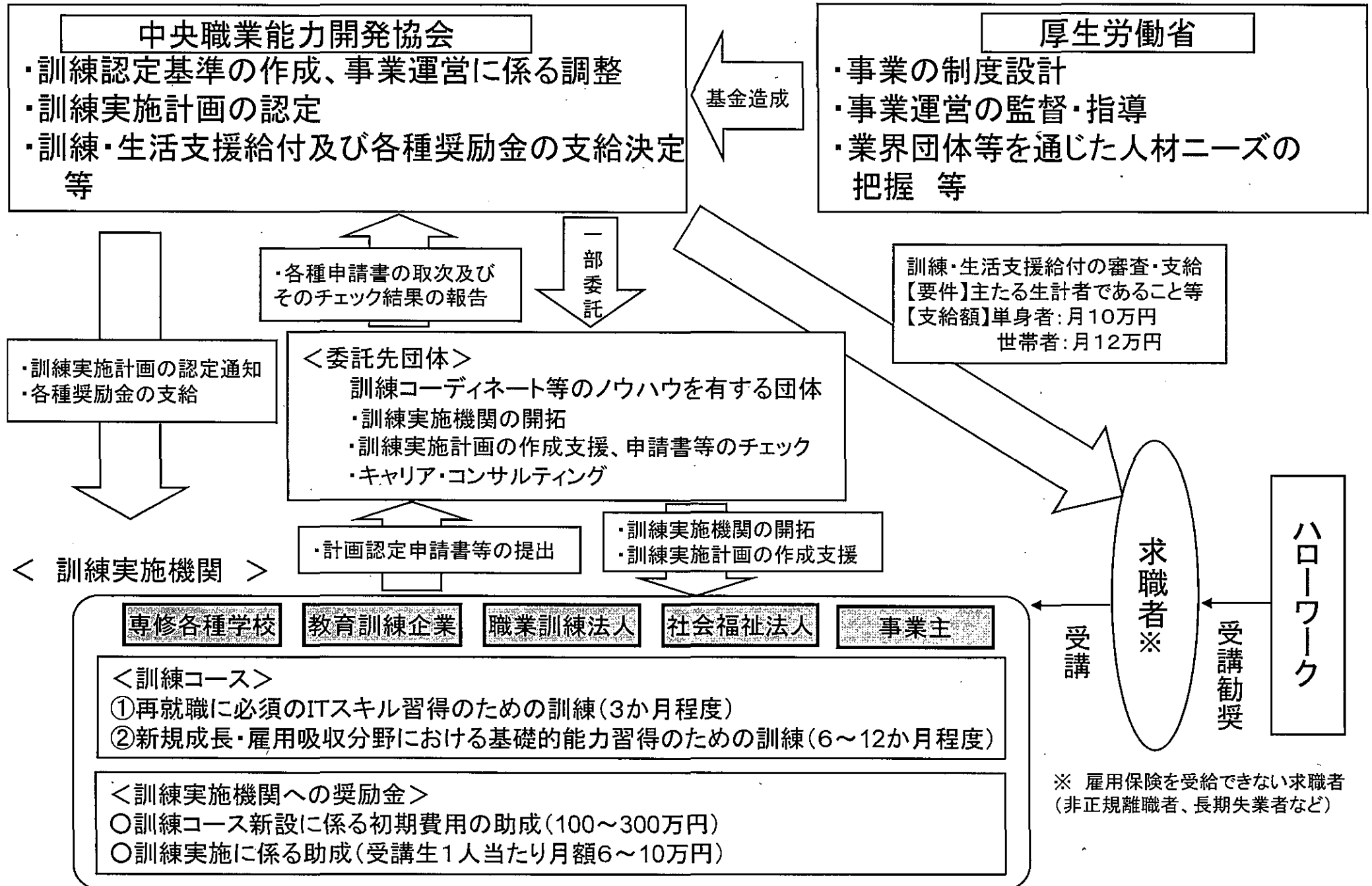
給付

月額16万円

単身者

扶養家族を有する者

緊急人材育成支援事業の概要



住宅・生活支援等

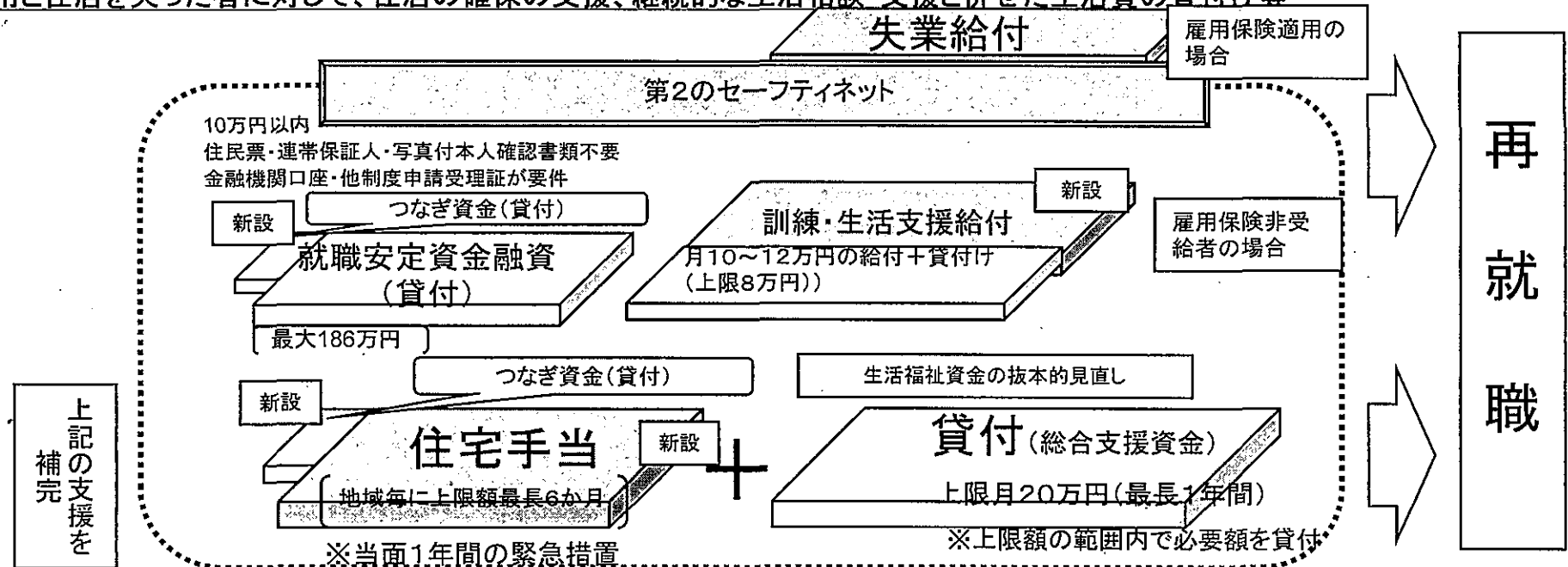
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年4月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(110,733人)の中で、3,245人(2.9%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助<当面1年間>)